

金沢城二の丸御殿調査検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢城二の丸御殿調査検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、二の丸御殿の復元の可能性検討に係る調査及び検討について、専門的・技術的視点から検討、助言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、専門分野の学識経験者で構成するものとし、別紙に掲げる者をもって充てる。

(委員)

第4条 委員は、石川県知事が委嘱する。

2 委員の任期は、二の丸御殿の復元の可能性検討に係る調査及び検討が完了するまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会の会議は、その委員の半数以上の出席をもって開くものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務は、石川県土木部公園緑地課及び石川県教育委員会事務局文化財課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月6日から施行する。